

令和6年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 油面住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

①各施設単位で、運営の内容について確認します。

②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。

③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。

④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。

例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「－：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。

⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、職員間で運営指針の事項を確認し保育方針事業計画に反映している。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	適切な遊び及び生活の場として子どもの発達段階を踏まえながら、健全育成を行っている。また保護者や地域との連携を図りながら、子育て支援をしている。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○	子どもが安心して過ごせる環境を整え、基本的な生活習慣を身につけ、子ども達が主体的になって生活を送れるよう保育をしている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○	保護者とは、日常での会話だけでなく、連絡帳やクラブだより、個人面談、保護者会等で、家庭の様子やクラブでの様子を共有し、安心して過ごせるよう努めている。学校とは学級懇談の他、個別に相談の時間を作り、情報共有をしている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○	子どもや保護者の育成支援にあたり、支援員が組織として運営することを念頭に、複数の職員の視点から支援策を導き出すことに努めている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○	子どもの人権に十分配慮し、子どもの人格を尊重して育成支援をするよう努めている。また職員の資質向上の為に職場内外の研修に参加している。子どもや保護者のプライバシーの保護、児童虐待の防止等に努め、地域社会との交流や連携を図っている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○	放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○	放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	要望や苦情に対し迅速かつ適切、誠実に対応するよう努めている。また、対応や内容について職員間で共有するとともに事業内容の向上に努めている。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○	放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。
	(2)研修等	○	放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。
	(3)運営内容の評価と改善	○	放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	子どもの発達についての研修などを通して学び、子どもの成長発達を理解し、一人ひとりの特徴を踏まえたうえで育成支援を行っている。

II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コ メ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○	子どもが安心して、安全に過ごせる環境を整え、子どもの発達段階や状況に応じて保育計画を立て、育成支援を行っている。
	(2)育成支援の留意点	○	子どもの一人ひとりの表情や課題に留意し、その様子を職員間で共有し、育成支援の内容を確かめながら、職員それぞれが同じ対応ができるように努めている。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○	学校や専門機関と情報交換しながら保育を行い、子どもが地域で過ごせるよう保護者と連携しながら受け入れ態勢を整えている。
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点	○	障害のある子どもの特性を理解し、保育環境の整備や保育内容に留意し、育成支援を行っている。また他児との生活を通して共に成長できるように見通しを持って計画的な育成支援を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○	児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○	家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	○	特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。
	(1)保護者との連絡	○	各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや生活の様子について保護者と情報を共有している。

11	保護者との連携	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○	連絡帳や個人面談、出欠確認等の電話連絡を活用し、子どもの様子を日常的に伝え、信頼関係を築くように努めている。相談があった場合は、保護者の気持ちを受け止め、随時対応に努めている。
		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	行事への参加、手伝い、保育参観など、保護者が参加できる事業企画を行い、共通理解ができるように工夫している。また、保護者組織の話し合いや事業にも協力している。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	保育計画に基づき、育成支援を行っている。子どもの状況に合わせて保育を工夫し、事業を運営を行っている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	保育計画に基づき、育成支援を行っている。運営に関する業務(月案、週案、おやつ発注、施設の安全管理、衛生管理、整理整頓、物品管理、報告書作成等)を行っている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	情報共有や学校運営への協力、保育での施設利用を行っている。4月には1年生の下校指導を小学校と協力している。また、学級担任とは懇談を実施し、気になる児童の様子については、適時電話や面談にて情報の共有に努めている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学校との情報共有について、個人情報の取り扱いや秘密保持に努めている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	○	日常的な交流はないが、保護者からの要望や、必要に応じて情報共有ができるように努めている。また入所の際に保育観察等を行ったり、入所後も連絡を取り合う関係づくりに努めている。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	住区住民会議、主任児童委員、青少年委員等の運営委員、ランランひろば職員、近隣学童職員等と連携を図っている。また、住区住民会議の会議や行事に参加し、協力関係ができています。児童館職員とも連携し、子どもたちへの読み聞かせの団体と触れ合う機会を持っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	学校施設を利用する際は、学校や運営団体に事前に確認を行い、適切に施設利用や校庭遊び等している。
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	○	子ども達が日常的に利用し、児童館来館児童と交流ができるようにしている。児童館事業にも積極的に関わり、協力体制を作っている。また、児童館職員と子どもの情報共有を日常時に行い、子どもが安心して過ごせる場になるよう努めている。

Ⅲ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	手洗いなどを励行するなど、日常の衛生管理に努めている。感染症については学校との情報共有を行い、保護者へ周知をしている。おやつについては厨房を衛生的に保ち管理を徹底している。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	事故やケガを防止するために、日々点検し環境整備を行っている。また、研修を受講したり、事故やケガの発生時におけるマニュアルのもと対応している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	災害時初期対応マニュアルを作成し、月1回の避難訓練を実施している。訓練をもとに、非常時の対応や役割分担、避難経路などについて確認を行っている。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	帰宅経路の確認を実施し子どもの来所や帰宅時の状況について、必要に応じて学校や保護者と連携を取り、安全の確保を行っている。安心でんしよばとの入室管理などを活用している。

Ⅳ 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分			チェック項目	結果	コ メ ン ト
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	子どもが安心して過ごし、遊び等の生活拠点としての機能を備えた専用区画を有している。また、併設児童館、校庭、近隣の児童遊園・公園等も有効活用している。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	衛生及び安全が確保された設備を備え、個人ロッカーや生活に必要な備品、遊びを豊かにするための玩具や図書を備えている。定期的に図書館から本を借り、活用している。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	公設公営の施設であり、目黒区の配置基準に基づいて職員配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	支援単位ごとに育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数等の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は通常保育8:15～18:15、延長保育は8:00～19:00とし、開所日は年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関わる留意事項		○利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。随時施設見学も受付している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	公設公営施設として、放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職員も参加している。年2回の職場環境測定、年間を通して職場環境チェックリストに沿った点検、改善を実施している。

25	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2) 情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任を果たすよう努めている。